

令和7年度試合動画 YouTube ライブ配信事業 業務委託仕様書

委託者(公財)福岡県スポーツ推進基金(以下「甲」という)と受託者(以下「乙」という)が実施する「令和7年度試合動画 YouTube ライブ配信事業」の仕様を次のとおり定める。

1 業務概要

甲が実施する「試合動画配信奨励事業」にかかる大会主催者等からの申請に基づき、福岡県内で開催されるスポーツの試合(以下「試合」という。)を撮影し、YouTube 上でライブ配信を行う。

配信に使用する YouTube チャンネルや試合数等の条件は以下のとおり。

(1)使用する YouTube チャンネル：

Fukuoka Sports (<https://www.youtube.com/c/FukuokaSports>)

(2)配信依頼数(想定)

【乙が予算規模の範囲内で示した配信数(80配信以上)】

(1配信=1地点(面)/日※かつ原則として1PC1カメラで行う(以下、「基本配信プラン」という)もの)

※連続して行われる試合を単に分けている場合や異なる配信でも同一の機材及び人員で撮影・配信が可能な場合などは1配信とする。同日でも1会場内で複数の試合が同時並行で進む場合は、試合会場数に応じた複数配信となる。

※基本配信プランに関して、原則1PC1カメラで行うことを想定しているが、競技特性に応じて甲乙協議のうえ柔軟に対応するものとする。

2 委託内容

(1)事務局の設置・運営

当事業の実施に係る一切を掌握する事務局を設置し、当事業の適切な管理・運営を行うこと。

(2)申請者との事前調整及び会場確認

①申請者又は配信希望者との打合せ

甲が申請を受け付けた試合について、甲の指示のもと、申請者と速やかに連絡を取り、配信当日に向けた打合せを行うこと。打合せの方法(オンライン/オフライン)は、できる限り申請者の要望に応えること。

②現地(試合会場)の下見

配信時の画角、カメラ設置場所、電源位置、通信回線等を確認するため、試合会場を事前に下見すること。ただし、既に配信実績がある会場や、やむを得ない理由により下見ができない場合は、省略することができる。

③「配信実施計画書」の作成

①および②で入手した情報を元に、「配信実施計画書」を作成し、甲と共有すること。

④撮影、配信に必要な機材、スタッフの手配

甲から「配信実施計画書」に修正指示等なければ、速やかに必要な機材、スタッフを確保すること。なお、本業務委託にあたっては、甲から基本配信プランに応じた最大6セットの機材を借用できることとするが、甲から借用する機

材だけで対応ができない場合は、乙が自ら必要な機材を用意して対応することができる。

また、申請者から基本配信プランに対してカメラなど追加機材が必要となった場合は、その都度甲と協議を行い、別に定める料金表に基づき、申請者がその料金を負担することで追加機材を認めることとする。

甲から借用可能な機材1セットあたりの内訳は以下のとおりとし、各機材は配信ソフトウェアを用いたビデオカメラ1台での配信に耐えうる最低限のスペックの民生品とする。

【PC1台、ビデオカメラ（附属品含む）1式、三脚1台、HDMI ケーブル（5m, 20m）各1本、USB ケーブル1本、キャプチャーボード1台、電源ドラム1台、電源タップ1本】※通信機器は含まない

(3) 試合及びライブ配信実施の告知

①YouTube の配信 URL 及びサムネイル作成

YouTube チャンネル「Fukuoka Sports」にて、配信する試合の配信 URL とサムネイルの作成を行うこと。

YouTube の配信 URL に記載する動画のタイトルと概要欄は、大会や試合の情報を分かりやすく記載すること。

サムネイルの作成にあたっては、主催者から過去大会等の写真素材の提供を受けるか、著作権の問題がないフリー素材またはオリジナル素材を使って、視聴者の目を引くデザインとすること。

②ウェブサイト「Fukuoka Sports」のページ作成

甲の公式サイト「Fukuoka Sports」にアカウント登録をして、原則配信する日の7日前までに「イベント」ページ及び「動画」ページに、ライブ配信を実施する大会及び試合の情報を掲載し、YouTube のリンクを添付すること。イベントページには YouTube とは別にサムネイル画像を作成して掲載すること。

(4) 試合の撮影、ライブ配信

①撮影、配信の体制

配信する試合が開催される当日、「配信実施計画書」に基づき配信を実施する。その際、1配信あたり原則2~3名を配置すること。ただし、同一施設内で複数同時配信をする場合などで、甲が事前に承認した場合の人員は、この限りではない。

試合開始が早朝等当日の配信準備の時間が限られる場合は、申請者または主催者と協議の上、前日等に準備を行うこと。

なお、申請者側から配信の支援に派遣されてきた者に対して、基本的な配信の実施方法及びPC操作やカメラワーク等積極的に現場で教えること。

②配信画面の構成

配信映像は、単に映像を流すだけではなく、試合の情報(大会名、対戦ステータス、チーム/選手名、経過時間等)を必ず画面上に掲載することとし、得点など、試合の経過を把握するために必要な情報を、開始から終了まで継続して確認できるものとする。その際、ピクチャーインピクチャーなどの映像だけによる掲載だけでなく、可能な限りテキストやテロップなどを用いて画面構成のクオリティを上げることが望ましい。

試合情報の掲載に必要なデータは、事前に主催者から提供を受けることとし、申請者や主催者からの画面構成に対する要望には柔軟に対応すること。

選手名などの個人情報の掲載については、事前に主催者の確認を取ること。

③通信環境の確保

通信回線については、無線機器で対応してよいものとする。ただし、事前の下見における通信環境確認や適切な無線機器の選択、設置場所の工夫、施設の通信回線の借用など、可能な限り安定した通信環境の確保に努めること。

④録画及び通信トラブル等の対応

配信時は同時に録画をすることとし、現地の通信環境を原因として、滑らかなライブ配信ができない場合や、通信トラブルが発生した場合は、配信終了後に速やかに録画データをアップロードするなどの対応を行うこと。

また、主催者からの要望等により、映像や音声等の編集を要する場合には柔軟に対応すること。

⑤著作権で保護されたコンテンツの取り扱い

試合会場で放映される映像や音声など、他者が権利を有するコンテンツが配信映像に流れる可能性がある場合は、事前に甲と主催者と協議のうえ、当該映像や音声の使用への対応を検討すること。

YouTube チャンネル「Fukuoka Sports」が著作権違反の警告を受けないように対策をすること。

(5)業務に関する報告

乙は、上記(3)(4)について「配信実施報告書」を作成することとし、甲に対して定期または随時の状況報告を行うこと。

乙は、業務に伴い収集・作成したデータ等について、適切に管理することとし、個人情報を含むデータは特に慎重に取り扱うこと。

3 業務実施体制

業務の実施にあたっては、甲との協議や連絡調整等が適時適切に行われるよう、体制を整えること。

①当業務を指揮する業務実施責任者を配置し、以下を行うこと。

- ・関係者との交渉や連絡調整、関係者の管理
- ・業務を効率的かつ遅滞なく遂行するための人員、体制の確保
- ・業務を安全に実施するための管理・監督
- ・経費の管理
- ・甲から報告を求められた際の速やかな対応

②乙はやむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。

③乙は遅くとも契約締結までに業務実施責任者の氏名等を甲に通知すること。

④撮影・配信にあたっては、他の業者等に再委託することができることとし、「11再委託の扱い」により取り扱うこと。

4 業務計画書の作成

契約締結後、乙は速やかに業務実施にかかる業務計画書(人員配置等実施体制、業務実施に係る事務フロー等を記載)を提出し、甲の承認を得ること。

5 業務対象経費

委託業務の対象経費は、人件費、交通費、本事業の実施に必要な実費とし、事前見積書等により甲が承認したものとする。交通費および本事業の実施に必要な実費については領収書等で確認ができるものに限る。

ただし、以下の経費は対象としない。

- ①土地・建物を取得するための経費
- ②国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ③飲食にかかる経費
- ④汎用性があり、目的外使用になりうる物品の購入経費（自動車、パソコン、プリンター等）
- ⑤その他事業との関連が認められない経費

6 委託料の支払

(1) 委託料の支払は成果報酬型によるものとし、契約金額を上限に全体にかかる経費と【乙の示した配信数（80配信以上）】（以下、「受託配信数」とする）に応じた経費を支払うものとする。

また、甲が乙から2（5）の配信実施報告書の提出を受け、本仕様書の内容に沿った実施が確認できた配信について支払うものとし、基本配信プランに追加された費用については、配信実施報告書の提出後に原則として精算する。なお、乙は、甲による実施完了の確認に必要な資料の提供その他について協力すること。

(2) 甲または乙の事情により受託配信数に達しなかった場合は、当該年度の配信実績数等を考慮し、甲乙協議のうえ委託料を算定し支払うものとする。

7 主催者からの金銭の受取

配信業務に関して主催者から金銭を受け取ることは原則、禁止とする。ただし、以下のいずれかに当てはまるもので、甲による事前の承諾を得たものについては認めることとする。

- ①主催者が、CGや動画制作・編集など本仕様書の業務内容外の実施を希望する場合
- ②主催者が、財団が認めた配信対象ではない試合の配信を希望する場合
ただし、配信対象の試合と同一の会場やコートで連続して行われる試合などで追加での経費が発生しないものは対象外とする。
- ③その他、財団が必要と認めた場合

8 協賛金や広告収入の獲得

乙は、事前に主催者の承諾を得た試合については、独自に協賛や広告掲載等を募ることができることとし、獲得した金額の50%を乙の収入とする。

協賛又は広告掲載等の応募があった場合、乙は甲に対して応募者の名称と金額を報告することとし、応募者からは甲が別途指定する口座に振り込みをさせることとする。

甲は乙からの報告と応募者からの入金を確認後、委託料と合わせて乙に支払うものとする。

また、協賛や広告掲載等の応募とは別に、乙が自社や関連企業の商品・サービスにかかる広告を掲載することは禁止する。

9 機密情報に関する機密保持

- (1) 乙は、業務上知り得た情報を本業務以外の目的で利用せず、第三者に開示しないこと。
- (2) 乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、乙は甲に直ちに報告し、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (3) 乙は、業務の履行中に受け取った情報を適切に管理し、業務終了後は返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

10 知的財産権、使用権等

- (1) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、乙が本業務の実施前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て甲に帰属するものとする。
- (2) 甲は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製、改変等を行い、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。
- (3) 乙は、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、乙は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、乙は当該既存著作物の内容について事前に甲の承認を得ることとし、甲は既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (4) 乙は、甲が成果物を契約期間内に活用する場合及び同期間内に甲が認めた上で二次利用する場合、肖像権等による新たな費用が発生しないように措置すること。

11 再委託の扱い

- (1) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合は、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等について記載した再委託承認申請書を甲に提出し、事前に承認を受けること。
- (2) 乙は、再委託を行う場合は、以下の制限に留意すること。
 - ① 事業の全てを一括して請け負わせてはならない。
 - ② 事業の主たる部分(企画統括、業務遂行管理、手法決定及び技術的判断等)を請け負わせてはならない。
- (3) 甲の承認を得て再委託を行う場合、本仕様書に定める事項については、乙同様、再委託先においても遵守するものとし、乙は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。
- (4) 再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。
- (5) 甲は、再委託先の技能や経験が本業務を実施できる水準に達していないと判断した場合、承認を取り消すことができるものとする。

12 その他

- (1) 事前の打合せから当日の対応まで、配信の申請を希望する主催者等に対し丁寧かつ誠実な対応を心がけること。
- (2) 撮影用カメラを観客や選手の付近に設置する場合、観客や選手の雑談等が配信されないよう、事前にカメラ付近に注意書きをする等の対策を行うこと。また、

機材が観客等の移動を妨げる等観戦に支障をきたすことがないように、十分配慮すること。

- (3) 撮影・配信に関して、試合の参加者に対する個人情報取り扱いの承認手続が必要な場合は、申請者や主催者に必要な助言及び支援を行うこと。
- (4) 「試合動画配信奨励事業」に対する大会主催者等からの申請のうち、主催者等が自ら配信する試合や、費用対効果などの観点から甲が自らまたは別の者が撮影・配信に対応する試合もあるため、申請がなされた全てのライブ配信を乙に依頼するわけではないことに留意すること。
- (5) 配信する試合は、競技や年代の均整を考慮したうえで甲が決定するため、乙が甲への事前の了解なしに大会主催者等に直接申請を働きかけることは避けること。

●●料金表●●

◆ 1 配信あたりの追加料金については以下のとおりとする。

追加項目	料金
カメラ（有人）※1	○円/台
スイッチャー	○円/台

・料金表に記載のない機材の追加など要望がある場合は、財団と協議すること。

※1 カメラを固定で使用する場合（得点板を定点的に映しておくだけなど）の場合は無償で貸し出しするものとする。